

ラオス平地部における村落共有林管理についての コミュニティ・ガバナンス*

——コモンプール・アプローチと社会関係資本論の観点から——

森 朋 也

はじめに

1. 村落共有林の管理、運営に対する理論的考察
 2. ビエンチャン都サントン郡の事例研究
 3. 考 察
- おわりに

はじめに

ラオス人民民主共和国（以下、ラオス）は、東南アジア大陸部の1つであり、北に中国とミャンマー、東にベトナム、南にカンボジア、そして西にタイと隣接し囲まれた内陸国である。ラオスは、政治においては社会主義体制であるが、1986年にチンタナカーンマイ政策を実施して、ベトナムと中国と同様に、経済においては市場原理を導入している。産業構造としては、2012年において、対GDP比で農業部門が27.6%、工業部門が33.1%、サービスが39.3%である¹⁾。2010年における雇用者に占める農業部門の比率は72%であり、工業部門は8%、サービスは20%と多くの国民は農業に従事している²⁾。

ラオスの地形は、山がちであり、国土の約9割は山地・丘陵・高原である³⁾。ラオスを北部、中部、南部に大まかに分けて地理的状况をみてみると、北部はラオス国内で最高峰であるプーピア（標高2,820m）をはじめ標高2,000mを超える山が多く、一方で、中部から南部はメコン川に沿って河岸平野が発達している⁴⁾。ラオス政府は、民族⁵⁾を居住地の高低さによって低地をラオルム、中地（山

* 査読論文

1) ラオス統計局のホームページを参照（2014年8月27日アクセス）。

2) ADB（2014, p. 152）を参照。

3) 大城（1996）を参照。

4) 長澤（1999）を参照。

5) ラオスは多民族国家であり、2000年の政府発表による民族は49に分類されている。

腹)をラオトゥン、高地をラオスンに分けている⁶⁾。本稿では、中地と高地を山地部、低地を平地部と定義する。

ラオスでは、1989年に第1回森林会議が開催されて、国内の森林を保護する目標と計画が立てられた。1990年代から森林法や土地法などの法律が整備され、森林政策として「土地・森林配分事業 (Land Forest Allocation Program)」が実施された。

ここで、ラオスの地域を中地と高地を山地部、低地を平地部と定義すると、山地部での問題は、焼畑による森林減少である。山地部では焼畑を抑制するために農民に代替的な土地利用に移行させることで森林の保護が図られている。

一方で、ラオスの平地部では、森林政策と市場開放政策の影響から、森林の減少、あるいは森林の劣化が進んでいる。この原因として、人口の増加と市場経済の浸透が挙げられる。1つ目に、ラオスは全体的に人口が増加しているが、平地部は人口密度が高い地域が多く、森林から資源を採取する者が増えている。また、ビエンチャン都、ビエンチャン県、ポーリカムサイ県のように都市部近郊の地域では、山地部からの移住者が流入しており、人口の社会増加が進んでいる。これは、山地部では、森林政策の中で保護地区の設定や焼畑の禁止を進めて、農民を山地部から平地部へ移住させてきた背景がある⁷⁾。2つ目に、平地部では、1986年のチンタナカーンマイ政策以降、市場を開放している。平地部では、森林の利用が自給自足から市場での販売目的に変化している。こうした市場での販売目的の資源の採取は、自給自足の場合よりも多く行われる⁸⁾。また、農地や水田をつくるために森林を開墾する者も増えている⁹⁾。さらに、コンセッション (開発権) を獲得した企業によって森林が開墾されて、地域住民が排除される事例もある¹⁰⁾。

まとめると、ラオスの平地部での森林の問題は3つに分けられる。(1)ラオスの平地部では、人口の増加と市場経済の浸透から、農民の森林の利用量が増加している。(2)森林から農地や水田などの非森林への転換が進んでいる。(3)企業による開発事業によって、農民が森林から排除されるリスクがある。

そこで、農民間での競合関係を調整し、彼らの森林の利用を保護する森林政策が求められる。政府は、1つの対策として、村落に対して共有林地の権利を与える村落共有林事業を導入している。村落共有林事業では、行政の指導を受けながらではあるが、村落のメンバー間で議論が行われ、彼らが共同で利用・管理することができる森林が造成される。村落において、村落共有林の

6) 千頭・仁連 (1994)、安井 (2009) を参照。本稿では、千頭・仁連 (1994) にしたがって、大まかな目安として、低地は標高400m 以下、中地は標高400m から800m、高地は800m 以上の居住地を指すこととする。

7) 大矢 (1998) を参照。

8) 寺出 (1993) を参照。

9) Sayalath et al. (2011, p. 10) を参照。

10) 名村 (2006) を参照。

境界線が確定することで、企業などの外部者の利用から村落共有林の利用を保護することができる。

以上のように、村落共有林事業では、先に挙げた3つの問題を解決するように設計されたものである。しかし、それが成功するか否かは、村落内での村落共有林の管理・運営に依拠している。村落のような集団による資源の共同管理、運営は、Olson (1965) によれば、集団における活動に貢献せずに利益だけをタダ乗りするフリーライダーの存在のために、十分な成果を上げられない。

そこで、本稿は、ラオスの平地部において取り組まれている村落共有林事業の意義を考察する。第1節では、村落共有林事業において、村落が運営する森林管理に関するガバナンスは、Olson (1963) の指摘するフリーライダー問題に直面せずに機能するものかを明らかにする。第2節では、事例研究として、ラオス平地部のビエンチャン都サントン郡 Napo 村、Houytom 村、Kouay 村を取り上げる。

1. 村落共有林の管理、運営に対する理論的考察

第1節では、まず、先行研究のレビューを行い、コモンプール・アプローチと社会関係資本を用いて分析を行う意義を明らかにする。その上で、コミュニティ・ガバナンスにおいて社会関係資本が果たす役割を理論的に示す。

1-1. 分析の視点：コモンプール・アプローチと社会関係資本論

ラオスの森林政策や村落共有林事業に関する従来の先行研究¹¹⁾では、土地の財産制度¹²⁾の視点から考察しており、コミュニティ（地域共同体）である村落に対して村落共有林の管理を任せる、共有財産制度を支持している。社会主義国であるラオスでは、国家がすべての土地を所有している。一方で、ラオス政府は、個人や組織・団体などの民間に対して土地の使用権を配付することで私的な資源管理を法的に認可している¹³⁾。つまり、ラオスの森林政策は、国家がすべての土地と資源を管理する国有財産制度だけでは困難であるので、市場原理を導入し、効率的に土地と資源

11) 例えば、Namura & Inoue (1998)、百村 (2001, 2003, 2008)、鈴木・安井 (2002)、名村 (2006, 2008)、鈴木 (2009)、東 (2009) を参照されたい。

12) Bromley (1991) は、財産権を4つのレジーム、「私有財産制度 (Private Property)」、「国有財産制度 (State Property)」、「共有財産制度 (Common Property)」、「非財産 (オープンアクセス権) 制度 (Non-Property)」に分類している。「非財産権 (オープンアクセス権) 制度」は、財産権の所有者が定められておらず、誰でも自由にアクセスできる状況である。一方で、「共的財産権制度」は、ある集団が土地や資源の財産権を所有しており、集団に所属していない外部者を排除する権利を持っている形態である。

13) ラオスの土地・森林政策の導入についての経緯は、森 (2014) を参照されたい。

を活用する私有財産制度を進めている。一方で、国有財産制度と私有財産制度のみに依拠した森林管理制度では、国家や企業によって地域住民の利用ができなくなってしまった。千頭・仁連(1994)は、村落における伝統的な資源管理システムが崩壊してしまうと警鐘を鳴らしている。

ラオス政府も2007年に「土地登記と土地証明書発行における土地利用や占有の認定についての国家土地管理局法令」第564号を公表し、村落に対して共有地の権利を獲得できるように制度を修正している。これにより、村落が共同で森林を利用、管理することが可能となっている。ラオスの森林は、「保護林」、「保安林」、「生産林」に区分けされ、「保護林」と「保安林」は国家が管理を行い、個人・組織団体と村落が利用できるのは、「生産林」のみである。村落において共有に使われている森林には、燃料や建設材、食糧などの物的な資源を採取することを目的とした「村落共有利用林」と、精霊崇拝者が儀礼に用いる精霊林と精霊崇拝者の死体を埋葬する埋葬林という「村落共有保全林」がある。ただし、精霊林と埋葬林は村民の手で慣習的に保全されてきたものである。村民はそれらの森林では採取を行うことはないので、村落内で利用について競合する可能性はない。そこで、本稿において、村落共有林を論じる場合には、精霊林と埋葬林は含めずに、村落共有利用林を指すものとする。

一方で、経済学の観点からは、村落共有林は、集団において共同で管理される資源として、コモンプール(Common Pool)とみなされている。コモンプールの実証研究¹⁴⁾は、コモンプールの管理を運営する主体として、それを直接に利用するコミュニティによるガバナンス(コミュニティ・ガバナンス)の有効性を明らかにしている。藪田(2004)は、「コモンプール・アプローチ」として、コミュニティで共有されている資源をコモンプールとして捉えて、そのコミュニティ・ガバナンスのあり方を考察している。そのコモンプール・アプローチでは、コモンプールを利用できるメンバーシップを明確にする境界ルール、資源の利用自体に制限を設ける配分ルール、違反者が現れないように監視する監視ルール、および違反者に対して処罰を科する処罰ルールがコミュニティ・ガバナンスにおいて設計されているか否かを考察している¹⁵⁾。

しかしながら、コミュニティ・ガバナンスのような集団の活動は、Olson(1965)のいう「集合行為(Collective Action)」である。Olson(1965)によれば、集団における活動に貢献せずに利益だけをタダ乗りするフリーライダーの存在のために、十分に運営することができない。例えば、森林のコモンプール(以下、森林コモンプール)の場合、自分が森林管理の活動には参加せずに、森林を利用するフリーライダーが現れる。これは、フリーライダーとなるメンバーが、自分は管理活動には参加せずとも、他の村民が森林を管理してくれることがわかっているからである。

14) McCay & Acheson (1987), Ostrom (1990), Ostrom, Dietz, Dolsak, Stern, Stonich, & Weber, eds (2002) を参照されたい。

15) これらの3つのルールは、Ostrom (1990) や Wade (1987) が明らかにした持続可能なコモンプールの諸条件を藪田(2004)がまとめたものである。

Olson (1965) の視点は、村落共有林事業を考察するのに非常に重要な示唆に富んでいる。なぜならば、ラオスの村落共有林事業をみたとき、単に村落に対して森林の利用権を配付するだけでは、フリーライダーの存在のために森林は十分に管理できないからである。この点は、従来の「財産制度 (Property Regime)」にもとづく先行研究では、十分に明らかにされていない。

Ostrom (1990), Gibson, Mckean & Ostrom (2000), Moran & Ostrom eds. (2005), Baland, Bardhan, Das, Mookherjee & Sarkar (2007) らは、現実において、フリーライダーの発生を抑制し、相互に協調しながら森林コモンプールを管理しているコミュニティに着目し、そのコミュニティがどのようなガバナンスを制度設計しているかを明らかにしている。これらの研究においては、単に制度に着目するのではなく、その制度を運営するメンバーの持つ「向社会的 (Pro-Social) な性質」にも配慮して考察を行っている。つまり、これらの研究は、個人の利己性を考慮しながらも、社会的な要素として「社会関係資本 (Social Capital)」¹⁶⁾ を用いて分析している。社会関係資本とは、その定義は研究者によって様ではないが、信頼関係、互恵性、ネットワーク (絆) などの人間関係に注目した概念である¹⁷⁾。

Ostrom (1998) も、コミュニティ内における、信頼、互恵性、ネットワーク (絆) などの人間関係を表す、社会関係資本に着目しており、これらの要素が相互に作用することでコミュニティ活動に対する貢献の水準が高まり、コミュニティは高い利得を獲得できると述べている。政治学者である Putnam (1993) は、社会関係資本とは、協調的な行動を活発にすることによって社会を効率的に発展させる社会組織の特徴であるとし、社会関係資本の蓄積とコミュニティ活動の関係性に注目している。

Bowles & Gintis (2002b) は、社会関係資本とコミュニティ・ガバナンスの関係性を考察している。Bowles & Gintis (2002b) は、コミュニティ・ガバナンスのメンバーの持つ「向社会的 (Pro-Social) な性質」に着目している。とりわけ、重要なものが互恵性 (Reciprocity) である。ここで、本稿で扱う互恵性とは、「強い互恵性」に該当するものである。強い互恵性とは、たとえ1回限りのやりとりでも、また報酬が見込めない場合においても、コミュニティに対して協力的に貢献するものには協力し (利他主義的協調)、逆に裏切り者や低い水準でしか貢献しない者に対しては処罰を与える (利他主義的処罰) という傾向である。

強い互恵性とは、Trivers (1971) の述べる「互恵的な利他主義者」のような利己的行動ではない。Bowles (2004) によれば、それはいわば「弱い互恵性」である。また、互恵的な利他主義に関連す

16) ソーシャルキャピタル (Social Capital) には、道路や架橋などの社会的インフラストラクチャーといったハードな側面の概念と信頼、互恵性の規範、ネットワーク (絆) といった人間関係を表すソフトな側面の概念がある (緒方, 2010)。本稿では、前者の概念と区別するために、ソーシャルキャピタルの訳語に「社会関係資本」を当てることとする。

17) 稲葉 (2011) を参照。

る「間接的な互惠主義」とも異なる。これは、他者にとって利益ある行動をとる理由は、将来的に他者からの見返りを期待しているからであるという考え方である。さらに、強い互惠性は、自己犠牲を払ってまでも集団に対して利益をもたらすという生物学者が述べる利他的動機と類似するが、やり取りをする他のメンバーのタイプや、他のメンバーがどのような行動を採ったか、どのような行動を採っているか等の条件付けがなされている点で異なる¹⁸⁾。

強い互惠性は、人間社会に特有の傾向であり¹⁹⁾、それがコミュニティにおいて共有知識として認識されているときにはコミュニティの規範となる。この生成された規範は、コミュニティにおいてはフリーライダーの発生を抑制させながらコミュニティの活動を持続させる役割を持っている。このような理由からコミュニティ・ガバナンスが村落共有林の管理においてフリーライダーの発生をどのように抑制しているかを分析するために、本稿では、強い互惠性の概念を用いる。以下では、簡略化のために互惠性と称する。

ここで、社会関係資本の要素間、信頼、互惠性の規範、ネットワークの関係性を示したい。はじめに、コミュニティのメンバーは、他のメンバーも互恵的な行動を採ると信頼することで、高い水準の貢献を行う。また、コミュニティに所属するメンバーは、例えば、近所付き合い、助け合い、共同作業のような、他のメンバーとの人間関係の中で生活をしている。そのような中で、コミュニティには人間関係のネットワークが張りめぐらされている。各メンバーは、コミュニティ活動に対して低い水準の貢献しかせず、互惠性の規範から他のメンバーから非難されたり処罰を与えられたりする場合、そのことが、コミュニティのネットワークを通して他のメンバーに評判として知られ、他者からの信頼を失うこととなる。以上のように、社会関係資本の要素が相互作用することで、メンバーの貢献の水準を高めることができる。

上記の議論より、Bowles & Gintis (2002a) のモデルの意義は、コミュニティの内部において、社会関係資本の要素が相互に作用することで、政府の介入や外生的に与えられた制度に依拠せずとも、コミュニティ自身がフリーライダーの問題を解決できることを示している。このことは、本稿の課題である、村落が主体となってコモンプールである村落共有林を管理することが可能であるか否かを分析する上でも有効な分析の視点である。そこで、次項では、Bowles & Gintis (2002a) のモデルを用いて、信頼、互惠性の規範、ネットワークの相互作用を社会関係資本として捉えて分析を進めていく。

1-2. 村落共有林の管理、運営についての理論分析

第2項では、村落共有林管理についてのコミュニティ・ガバナンスにおいて、社会関係資本が

18) Bolwes (2004) を参照。より詳しい互惠性の分類は、Bowles & Gintis (2011)、松谷 (2014) を参照されたい。

19) Bolwes (2004) を参照。

フリーライダーの発生を抑制する役割を持っていることを理論的に明らかにする。なお、ここでモデルは、Bowles & Gintis (2002a) と Bowles (2004, pp. 127-166) に依拠する。

本稿では、村落には、同質的な村民 i と村民 j のみの 2 者しかいないと仮定する²⁰⁾。村民 i, j は私有地の使用权を持っており、それぞれ私的な資源管理を行っている。さらに 2 者が共同で利用、管理している村落共有林を持っているとしよう。村民 i, j は、村落共有林から何かしらの資源を獲得している。村落共有林は十分に管理されることで、每期、各村民に資源を共有することができる。村民 i, j は、村落共有林の管理活動の何かしらの業務に従事しているものとする。ただし、ここでは管理活動の役割分担の差異は考えないものとする。村民 i, j は、每期のはじめに、私有地と村落共有林にかかる労働努力の配分を決める。村民 i, j が村落共有林にどれだけの貢献を行うかは、労働の配分後に、全村民に知られるものとする。村落共有林の管理活動にかかる貢献を a_i ($\in [0, 1]$) とすると、私有地にかかる労働は、 $(1 - a_i)$ なる。ここで、村民 i, j はともに、自分自身が管理活動に参加しなくとも、他のメンバーによって管理された村落共有林から資源を獲得することができることを理解している。加えて、森林には物的な資源を供給する役割だけではなく、森林があることで、土壌が保全されて森林資源の生産力が維持されたり、水質の浄化や河川や水田への水量が調整されたりする。さらに、森林があることで土砂災害や洪水の発生が防止される。つまり、村民 i, j は村落共有林が保全されることで、物的資源の供給だけでなく、多くの環境サービスを享受しているのである。

ここで、村民 i と村民 j は、2 者による貢献の合計の φ (< 1) 分の資源を獲得できるものとする。すると、村民 i への物的利得は、

$$(1) \quad \pi_i = (1 - a_i) + \varphi (a_i + a_j)$$

となる。

ここで、(1)式の一階の条件から、容易に、村民 i は村落共有林の管理活動に貢献しないことがわかるだろう ($\partial \pi_i / \partial a_i < 0$)。つまり、村民 i はフリーライダーとなり、村落共有林の管理活動には参加せずに、すべての労働を私有地に費やし、村落共有林からの恩恵を享受する戦略が支配的だからである。これは村民 j においても同様である。すると、結果として、誰一人として村落共有林の管理活動に参加しない。

ここで、村民 i, j は、互惠性の規範を持っているとしよう。村民 i, j は、どのくらい貢献すべきかについての共通の規範を持っており、もし、片方がその規範に背くフリーライダーになった場合、他方は何の見返りもなくとも、また費用の負担を負ってでもフリーライダーに対して処罰を

20) 2人だけの村落というのは現実的ではないが、議論を単純にするために2者間のモデルで分析していく。このモデルは容易に人にメンバーからなる村落に一般化できる。